

議案第16号

富津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年富津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。